

児童デイサービスの見直しについて

支援費制度（予算補助）

〈対象者〉

- 法律上、支援費の対象となる障害児は、18歳未満が対象。
- ただし、児童デイサービスについては、国庫補助の対象児童を年齢で限定。
早期療育の効果の高い範囲として、「幼児を原則とし、小学生も可」としている。
- サービス内容は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団への適用訓練。

〈問題点〉

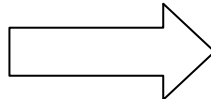
- 療育を目的としたサービスであるものの、実際は、療育サービスと放課後対策的なサービスが混在。

見直し

障害者自立支援法（法律補助）

原則として、以下のような整理とする。

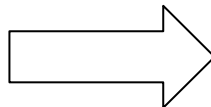
療育を必要とする児童



個別給付（介護給付）
児童デイサービス

※市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

放課後対策、レスパイト



地域生活支援事業
タイムケア

個別給付（介護給付）

〈新制度における児童デイサービス〉

○〔原則〕児童デイサービス（より専門性の高いサービスを提供するものとして一定の要件を満たす事業者）

対象者：療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。（必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める）
就学前児童を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とする（年齢要件なし）。

事業内容：療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。

指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。

個別プログラムに沿った集団療育を行う。

保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

人員配置基準：指導員又は保育士 15：3に加え、サービス管理責任者を新たに設置。

報酬単価：508単位（1日あたり平均利用人員11～20人）

〔経過措置〕

○一定以上の年齢に達している児童など、集団療育が適切であると考えられる児童に対する療育指導の検討

現行制度において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業者とみなす。

対象者：療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童。（必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める）
幼児を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とする（年齢要件なし）。

事業内容：指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。（必ずしも、1対1での指導時間を必要としない）。個別プログラムの策定。

人員配置基準：指導員又は保育士15：2

報酬単価：283単位（1日あたり平均利用人員11～20人）

〈見直し時期〉

平成18年10月～

（児童デイサービスの在り方については、3年後の障害児サービス全体の見直しの中でも検討を行う。）

個別療育を主体とする児童デイサービスの基準について

〈新制度における児童デイサービスの判断基準〉

○新しい児童デイサービス（個別療育を主体とする児童デイサービス）

① サービス管理責任者の配置

知的障害児施設等の法定施設又は児童デイサービス事業等において、利用者に対して直接サービス提供を行っていた経験又は市町村等が実施する障害児に対する相談支援業務に携わった経験が5年以上（うち個別支援計画の作成に従事した期間が1年以上）ある者

+

「障害者ケアマネジメント従事者研修」及び「サービス管理責任者研修」を受講を義務づけ

② 療育を必要とする児童に対し、1日一定時間以上の個別指導を実施すること

③ 1歳6か月健診等において一定の支援が必要とされており、保健所及び児童相談所等から療育の必要性があると認められた就学前児童を7割以上受け入れること

④ 保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、母子保健連絡協議会（市町村）、母子保健推進協議会（保健所）等と連携を図ること

○経過措置（集団療育を主体とする児童デイサービス）

① 療育を必要とする児童に対し、集団による療育を実施すること

② 1歳6か月健診等において一定の支援が必要とされており、保健所及び児童相談所等から療育の必要性があると認められた就学前児童を3割以上受け入れること